【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年９月20日
【会社名】	アクセルマーク株式会社
【英訳名】	AXEL MARK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　尾下　順治
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町一丁目32番２号
【電話番号】	03-5354-3351
【事務連絡者氏名】	経理財務本部長　　鈴木　啓太
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番２号
【電話番号】	03-5354-3351
【事務連絡者氏名】	経理財務本部長　　鈴木　啓太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１【提出理由】

当社は、平成30年９月20日開催の取締役会において、平成30年12月１日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の特定子会社かつ連結子会社であるアクセルゲームスタジオ株式会社（以下、「アクセルゲームスタジオ」という。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号及び第７号の３及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

１．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

① 名称　：アクセルゲームスタジオ株式会社

② 住所　：東京都中野区本町一丁目32番２号

③ 代表者の氏名　：代表取締役社長　尾下　順治

④ 資本金の額　：10百万円

⑤ 事業の内容　：ゲームの企画・開発・運営等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前　1,000 個

異動後　― 個 (吸収合併により消滅)

② 特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前　100 %

異動後　― % (吸収合併により消滅)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

当社が、当社の特定子会社であるアクセルゲームスタジオを吸収合併することにより、同社は消滅するためです。

② 異動の年月日

平成30年12月１日（吸収合併の効力発生日）

２．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アクセルゲームスタジオ株式会社
住所	東京都中野区本町一丁目32番２号
代表者の氏名	代表取締役社長　尾下　順治
資本金の額	10百万円
純資産の額	△364百万円(平成29年９月30日現在)
総資産の額	460百万円(平成29年９月30日現在)
事業の内容	ゲームの企画・開発・運営等

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

単位：百万円

	平成27年９月期	平成28年９月期	平成29年９月期
売上高	1,495	1,527	1,750
営業利益又は営業損失	109	△259	△143
経常利益又は経常損失	108	△261	△145
当期純利益又は損失	30	△261	△153

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	アクセルマーク株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はアクセルゲームスタジオの発行済株式を100%保有しております。
人的関係	当社の代表取締役社長及び監査役がアクセルゲームスタジオの代表取締役社長及び監査役を兼任しております。また、当社より従業員が出向しております。
取引関係	当社はアクセルゲームスタジオに対して、ゲーム配信及び経営管理に関する業務の受託取引等や資金の貸付等の取引を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

アクセルゲームスタジオは、当社グループ内においてゲームの企画・開発・運営等を主な業務として事業展開を行っている100%子会社です。当社では、直近でKLab株式会社との業務資本提携の締結や、仮想通貨及びブロックチェーン技術を用いた事業への参入を行うなど、事業環境やその戦略は変化しております。こうしたなかで事業環境の変化に伴う経営資源の有効利用並びに柔軟な組織運営を図るために、当社を吸収合併存続会社、アクセルゲームスタジオを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

①吸収合併の方法

当社を存続会社とし、アクセルゲームスタジオを消滅会社とする吸収合併方式で、アクセルゲームスタジオは解散いたします。本合併は、当社においては会社法第796条第２項に定める簡易合併であり、アクセルゲームスタジオにおいては同法第784条第１項に定める略式合併であるため、それぞれ株主総会の承認を得ずに合併いたします。なお、アクセルゲームスタジオは債務超過でありますが、本合併に先立ち、当社の同社に対する貸付金債権の一部を放棄し、債務超過状態を解消した後に本合併を行う予定です。

②吸収合併に係る割当ての内容

アクセルゲームスタジオは、当社の100%子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の割り当てはありません。

③その他の吸収合併契約の内容

本合併の内容は、添付の「合併契約書(写)」の通りです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アクセルマーク株式会社
住所	東京都中野区本町一丁目32番２号
代表者の氏名	代表取締役社長　　尾下　順治
資本金の額	953百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	ゲームの企画・開発・運営等、広告の企画・制作・運営等、 体験を軸としたサービスの提供

(6) 吸収合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書(写)

アクセルマーク株式会社（以下「甲」という）とアクセルゲームスタジオ株式会社（以下「乙」という）とは、次の通り合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（当事会社および合併の方法）
甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併するものとし、両当事会社の商号および住所は次の通りとする。
（１）吸収合併存続会社（甲）
商号：アクセルマーク株式会社
住所：東京都中野区本町一丁目32番2号
（２）吸収合併消滅会社（乙）
商号：アクセルゲームスタジオ株式会社
住所：東京都中野区本町一丁目32番2号

第２条（合併に際して交付する金銭等に関する事項）
甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、合併に際して、乙の株主に対してその有する株式等に代わる金銭等を交付しない。

第３条（増加すべき資本金及び準備金等）
合併に際して、甲の資本金および準備金の額は変動しない。

第４条（合併の承認）
甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの当事会社において、本契約書の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を得るものとする。

第５条（効力発生日）
合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、平成30年12月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ない場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第６条（合併財産の引継）
甲は、効力発生日において、乙の資産、負債および権利義務の一切を承継する。

第７条（会社財産の管理等）
甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第８条（従業員の処遇）
甲は、効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。

第９条（合併条件の変更及び合併契約の解除）
本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、又は本契約を解除することができる。

第10条（解除条件）
本契約は、第４条に定める甲および乙の合併承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

第11条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

第12条（適用法と管轄）
本契約に関する解釈および紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙はその写しを保有する。

平成30年　９月　20日

甲：東京都中野区本町一丁目32番2号
アクセルマーク株式会社
代表取締役　尾下順治

乙：東京都中野区本町一丁目32番2号
アクセルゲームスタジオ株式会社
代表取締役　尾下順治

３．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号に基づく報告書）

（1）当該事象の発生年月日
平成30年９月20日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容
当社は、平成30年９月20日の取締役会において、当社100%出資の連結子会社であるアクセルゲームスタジオに対する貸付金の一部について債権放棄することを決議いたしました。

（3）当該事象の損益に与える影響額
アクセルゲームスタジオに対する貸付金の債権放棄により、平成30年9月期の当社の個別決算においては、780百万円（予定）の特別損失を計上する予定です。なお、平成30年9月期の連結決算においては相殺消去されるため、本債権放棄による連結業績に与える影響はございません。